

令和8年4月28日

報道各位

新潟市財務部契約課

## 指名停止について

このたび、下記業者に対して、「新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領」第2条第1項に基づき指名停止の措置を行いました。

### 記

#### 1 指名停止業者名及び指名停止期間

指名停止業者名	指名停止期間
株式会社 大林組 (カブシキガイシャ オオバヤシグミ) 主たる営業所 東京都港区港南二丁目15番2号	令和8年4月28日～ 令和8年5月27日 (1カ月)

#### 2 指名停止理由

「中央新幹線第四南巨摩トンネル新設（東工区）ほか」において発生した労働災害に関し、所轄の労働基準監督署に事実と異なる説明を行っていたとして、令和8年3月24日付で労働安全衛生法違反により罰金の略式命令を受けた。

このことは、指名停止等措置要領別表第2第7号（不正又は不誠実な行為）に該当するため指名停止を行った。

#### 3 問い合わせ先

新潟市財務部契約課 担当 鈴木 （直通025-226-2211）